

建築物や工作物を解体・改造・補修する際は、事前調査が必要です。

(3) 事前調査の結果は、作業開始前(届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで)に書面で元請業者等から発注者に説明する必要があります。

強化

[説明事項]

- ① 石綿使用の有無に関わらず必ず説明する事項(新法第18条の15第1項第1号及び第4号、新規則第16条の7第1号及び第2号)
- ✓ 事前調査結果、調査の終了年月日、調査の方法並びに調査を行った者の氏名及び調査者等に該当することを明らかにする事項(調査者の講習実施機関の名称等)

- ② 特定工事に該当する場合の説明事項(新法第18条の15第1項第2号及び第3号、新規則第16条の7第3号及び第4号)

(★は届出対象特定工事で該当する場合のみ)

- ✓ 特定建築材料の種類・使用箇所・使用面積
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の方法
- ✓ 対象となる建築物等の概要(構造・階数・延べ面積等)・配置図及び付近の状況★
- ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ✓ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ✓ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所★

届出対象特定工事の場合に14日前までに説明することとしているのは、発注者による作業実施の届出書の作成を考慮したもので



説明の書面の写しは、(4)の記録とともに工事終了後3年間保存してください。

(4) 一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を元請業者等が都道府県等に報告しなければなりません。

【義務付け適用】令和4(2022)年4月1日~

(新法第18条の15第6項、新規則第16条の11)

NEW

[規模要件]

- ✓ 建築物の解体: 対象の床面積の合計が80m²以上
- ✓ 建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修: 請負金額の合計が100万円以上

※工作物は環境大臣が定めるもの(令和2年環境省告示第77号)、金額には事前調査の費用は含まず、消費税を含みます。

[報告事項]

調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠)、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等

[報告の方法]

新たに整備する電子システム ※石綿障害予防規則の報告と共通のシステム

報告は元請業者又は
自主施工者が行います。

(5) 事前調査に関する記録を作成し、その写しを解体等工事の現場に備え置く必要があります。当該記録は、解体等工事終了後3年間保存しなければなりません。

NEW

[記録事項] (新法第18条の15第3項及び第4項、新規則第16条の8)

(3)の説明事項に発注者氏名等を加えたもの

[現場への備え置き] (新法第18条の15第5項)

備え置きの方法は指定していません。工事を施工する者や都道府県等が立入検査の際に確認できる状態であればよいので、電子データでも紙媒体でも差し支えありません。